



購読料 年8,000円  
送料共 但し、会員は会費に含まれる

発行所  
京都府保険医協会  
〒604-8162  
京都市中京区烏丸通蛸薬師上ル七観音町637  
インターワンプレイス烏丸6階  
電話 (075) 212-8877  
FAX (075) 212-0707  
編集発行人 久保 佐世

主な内容

改定・リハで新評価導入か (2面)  
社会保障改革の工程示される (2面)  
地区医師会との懇談(中西之訓) (3面)

ご用命はアミスまで

- ◆医師賠償責任保険
- ◆休業補償制度 (所得補償、傷害疾病保険)
- ◆針刺し事故等補償プラン
- ◆自動車保険・火災保険

☎075-212-0303

# 中医協が16年度改定の骨子を公表

## 協会 後発品の強引な使用促進などに反論

厚生労働大臣は1月13日、中医協に16年度診療報酬改定案に関して諮問。中医協は同日「これまでの議論の整理(現時点の骨子)」を公表した(1月25日発行「グリーンペーパーNo.233」に掲載)。これに対して協会は意見をとりまとめ送付した。以下、特徴的な点と協会の意見を述べたい。

全ての保険医に影響があるのは、後発医薬品の使用促進を理由とした処方箋記

「一般名処方加算の算定要件について、後発医薬品の存在する全ての医薬品について一般名処方を行うことに見直す」ことが検討されている。協会は算定要件の厳格化による強引な促進ではなく、一般名処方の割合の増加に伴う加算点数の段階的引上げなど臨床現場の

判断を尊重した形にすべきだと求めた。

また、「処方箋に後発医薬品の銘柄を記載した上で変更不可とする場合には、処方箋に理由を記載する」としている。全ての後発医薬品が現場の医師として臨床的に信用できる品質とは限らないので、記載要領の追加は負担を増すだけだ。

さらに「一定枚数を超過して湿布薬を処方する場合、原則として保険給付外とする」ことが示されている。1回の処方枚数に上限を設けるのは根拠がないため、

協会はやめるよう求めた。

### 在宅自己注射は改善の方向

次に在宅医療だが、在宅時医学総合管理料等について「同一建物居住者の場合の定義を見直し、同月に同一建物に居住する複数の患者がいるかどうかで判断し、かつその人数で評価を細分化する方法に変更することが検討されている。どこで療養していても、「在宅療養計画の立案」および「総合的な医学管理を行う」という算定要件に差がないため、評価を在宅医療に一本化することを求めた。

また、在宅自己注射指導管理料について「現行の注射指導回数に比した評価の差を縮小する」とされている。協会としては改善方向について評価しているが、

そもそも点数に格差をつける医学的根拠がないため、在宅自己注射指導管理料は導入初期加算を除き、前回改定以前の点数に戻すことを求めた。さらに「2以上の医療機関で異なる疾患に

対して、同一の患者に対して当該指導管理を行った場合、それぞれの医療機関において当該指導管理料を算定できる」としているが、これは協会がかねてから改善を要求していたことであり、実施を求めた。

「要介護者に対する維持期リハビリの介護保険への移行」、つまり医療保険の維持期リハビリを打ち切る方向が示されている。協会は、多くの患者が介護保険への移行が困難であるとの検証結果が出ているため反対であると意見した。

入院医療については、7

### 地区医師会との懇談会

綴喜医師会	2月6日(土) 午後2時30分～ 新田辺駅前C I Kビル・3F
西京医師会	2月10日(水) 午後2時～ ホテル京都エミナス
綾部・福知山医師会	2月13日(土) 午後4時～ ハピネスふくちやま会議室
東山医師会	2月25日(木) 午後2時～ 東山医師会事務所
相楽医師会	2月27日(土) 午後4時30分～ ホテル日航奈良
与謝・北丹医師会	3月5日(土) 午後3時30分～ 文珠荘

### 随時、改定情報を発信

中医協の答申は2月14日前後が予想される。協会では点数改定にあたって「答申特集号」「改定のポイント」「Q&A」「薬価基準」「常用点数表」「診療提要」等の出版や、新点数説明会(上掲)の開催を予定している。また、新点数に関する各科別の新聞連載も企画している。協会からの発送物をぜひご覧いただきたい。

## 2016年度 新点数説明会の開催案内

### ① 『点数表改定のポイント』説明会

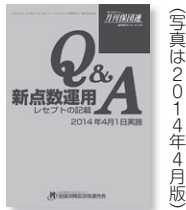
日程 3月21日(月・振替休日)  
時間 午前10時30分～12時30分：入院  
午後2時～4時30分：入院外  
会場 シルクホール(京都産業会館8F)  
資料 『点数表改定のポイント』



※3月21日の説明会当日は事前(3月10日頃)に会員宛に送付する「案内ハガキ」をご持参下さい。ハガキと引き換えにテキストを1冊無料でお渡しします。当日ご参加でない場合は、説明会終了後(3月24日)の送付となりますのでご了承下さい(1冊無料)。説明会当日も販売します(会員価格：1冊3,000円)。

### ② 『新点数運用Q&A・レセプトの記載』説明会

日時 4月28日(木) 午後2時～4時30分  
会場 テルサホール(京都テルサ内)  
資料 『新点数運用Q&A・レセプトの記載』



※会員に1冊無料で送付。発送方法は追って連絡します。

お申込みは協会まで。「グリーンペーパーNo.233」p.42の参加申込書をご活用下さい。

## 主張

京都府保険医協会の医師賠償責任保険について、改めてご紹介させていただきます。協会の医事

紛争処理は1959年から臨時に紛争の処理交渉がはじめられ、61年度から新しく独立機関として「紛争処理部」が発足した。紛争処理部の方針として、医療上の問題に関する医師と患者との紛争を、中立的立場で適正に仲裁することを目的

とした。増加する医事紛争に対し、会員から精神的、物理的負担の軽減策として医師賠償責任保険の設立の

要望が高まり、協会では68年4月から医師賠償責任保険を創設した。当時の会員数の充実を図ってきた。現在、医師賠償責任保

3カ月で会員数の3割が加入した。その後、加入者数は会員数の9割超に上った。また、

会員からの要望に応え、医

除は、個人診療所A型、個人病院B型、法人診療所C型、法人病院D型、勤務医E・F型を基本に、充実し

たオプション(勤務医師包括・看護職賠償・医療従事者賠償・受託者賠償・傷害見舞費用・傷害担保・医療

廃棄物排出者責任保険)がある。個人契約・勤務医師包括には刑事事件に関する弁護士・訴訟費用の補償も付帯するなど、会員のリスクを多面的にサポートしている。

また協会では医療事故の再発防止にも力を入れて活動しており、その成果に加えて医療機関の努力もあり、近年は紛争発生が増加は頭打ちとなっている。今後とも協会の医師賠償責任保険

### 医界

黄、大学に入った頃、だっただか、父に「お前はノンポリだな」と言われたことを思い出した。そのときは、優柔不断でポリシーがないことかと思いき、そう言いつつ、父に大笑いされた。そのころは本当にノンポリであった。現在、私達は政治的な問題が渦巻く中で、日常の生活を送っている。医療の現場ももちろん、医療制度、保険制度そして医師制度など、今、政治に私達は翻弄されている。私達保険医は、こういった社会的、政治的な問題には、保険医運動によってしっかりと向かっていかなければならない。患者の健康や命を守る。そして、私達保険医の権利を守るためには、保険医運動は政治的な課題を避けては通れないのではないだろうか。運動の基本は、日々の診療の中で、不合理な問題などがあつた場合に、しっかりと声を上げていくことだろう。それが集まれば大きな力となって、よりよい医療制度、保険制度として医師制度を作り上げていけるのではないかと、私が幼かったころの父が綴った日記に、次のような文があつた。「何が正しい、何が誤りか。それを判断する基準をなにに求めるか。これを正しく身に付けてほしい。正しく生き抜くことの難しさを感じながら、自分自身を鍛え深めていく人間になってほしい。そのことが、身についた学問を生きた学問にすることであるのだから」(治)